

[高齢者新型コロナワクチン接種費用の補助金請求方法]

◆下記の(1)～(7)をご確認いただき、補助金の請求をしてください。

(1) 対象者	新型コロナワクチンの定期接種の対象となる65歳以上の高齢者等の方で、接種日に当健康保険組合の被保険者及び被扶養者の資格がある方
(2) 接種期間	<u>令和6年10月1日(火)から令和7年3月31日(月)まで</u> ※各自治体にて、実施期間は異なりますのでご確認ください。
(3) 補助額	2,000円 ※予防接種の支払額が、補助額に満たない場合は、実費を補助いたします。
(4) 請求方法	下記①～②の書類をそろえて、 <u>貴事業所分を取りまとめのうえご請求ください。</u> ①『高齢者新型コロナワクチン接種補助金請求書』 ②『医療機関等の領収書』(貼付用紙に貼付したもの) ※個人からのご請求出来ませんのであしからず、ご了承ください。 ※事務処理上の観点から振込先金融機関を「三菱UFJ銀行」をご指定頂きますようご協力ください。
(5) 領収書について	領収書は <u>A4サイズ</u> の用紙にコピーしていただくか、 <u>貼付用紙に貼り付けて提出してください。</u> ※医療機関等発行の領収書には、【接種日・接種者の氏名・金額・新型コロナワクチン接種代】と明記されていること。 ※医療機関等の領収書は原本または写しを添付ください。ただし、レシートは不可となります。
(6) 受付期間	<u>令和6年11月1日(金)</u> より、請求書の受付を開始します。 最終受付は、 <u>令和7年4月7日(月)まで</u> となります。 ※締切日以降の受付・支払には、対応致しかねますのでご注意ください。
(7) 支払方法	<u>毎月5日までの受付分を当月の20日</u> にご指定の口座へ振り込みます。 ※振込先は、事業主名義の口座に限ります。 ※20日が土日祝の場合、前日にお支払いします。 ※支給決定通知書等は発行いたしませんのでご了承ください。

※65歳以上の高齢者等の方は、予防接種法に基づく定期のコロナワクチン接種の対象となっています

各自治体で国からの助成金制度がありますので、各自治体で実施する新型コロナワクチン接種の受け方などをご確認のうえ接種してください。定期接種で受けた場合でも、自己負担額がある場合は、すべて補助金の支給対象になります。